

四日市市特定不妊治療に要する医療費の助成（保険適用終了後の回数追加事業）に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 5 5 号

四日市市特定不妊治療に要する医療費の助成（保険適用終了後の回数追加事業）に関する規則の一部を改正する規則

四日市市特定不妊治療に要する医療費の助成（保険適用終了後の回数追加事業）に関する規則（令和 6 年四日市市規則第 8 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>1 この規則は、令和 6 年 1 2 月 1 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日以後に終了した不妊治療に対する医療費の助成から適用する。</p> <p><u>（有効期限）</u></p> <p>2 <u>この規則は、令和 1 1 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、この規則の失効前に交付決定された助成金については、同日以後も、なおその効力を有する。</u></p>	<p>附 則</p> <p>この規則は、令和 6 年 1 2 月 1 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日以後に終了した不妊治療に対する医療費の助成から適用する。</p>

第 1 号様式を次のように改める。

第1号様式(第4条関係)

四日市市特定不妊治療医療費助成金交付申請書  
(保険適用終了後の回数追加事業用)

太枠内をご記入ください。

治療年度	第1回	年度	住所  申請者 氏名  (署名又は記名押印)  電話番号	年	月	日
	第2回	年度				
	第3回	年度				
	第4回	年度				
	第5回	年度				

次のとおり四日市市特定不妊治療医療費助成金(保険適用終了後の回数追加事業)の交付を受けたいので、四日市市特定不妊治療に要する医療費の助成(保険適用終了後の回数追加事業)に関する規則第4条の規定により申請します。また、住所要件、婚姻要件、年齢要件、その他交付決定にあたり必要な事項を調査することを承諾し、他の地方公共団体における不妊治療費助成の受給状況について照会すること及び他の地方公共団体に対し四日市市特定不妊治療医療費の助成金交付決定情報を必要に応じて提供することを同意します。

氏名		生年月日
夫		年 月 日
妻		年 月 日

・今回の治療は第何子目に対しての治療ですか。 第( )子目

・今回の治療までに保険診療で何回、胚移植術を実施しましたか。 ( )回

・PGT-Aを含む特定不妊治療費助成事業の助成申請を何回行いましたか。  
(三重県内の他市町での申請回数も含む)。 ( )回

・今回の保険適用終了後の回数追加事業の助成申請は何回目ですか。  
(三重県内の他市町での申請回数も含む)。 ( )回目

・今回の治療について、他の助成金を受給しましたか(受給しますか)。※他の地方公共団体の助成金を含む。

はい いいえ

「はい」の場合(助成金の名称: 助成額: 円)

医療費の内 自己負担額の計	円	助成金の 申請額	円	助成金 交付決定額	円
金融機関名		口座番号		口座名義人(フリガナ) <申請者名義に限る>	
銀行	本店	普通			
金庫	支店				
農協	出張所				

併用確認欄	無	不妊治療	PGT-A
-------	---	------	-------

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の四日市市特定不妊治療に要する医療費の助成（保険適用終了後の回数追加事業）に関する規則に定める様式は、改正後の四日市市特定不妊治療に要する医療費の助成（保険適用終了後の回数追加事業）に関する規則の規定にかかわらず、当面の間、使用することができる。

(こども未来部こども手当・医療給付課)